

国立特殊教育総合研究所教育相談年報刊行について（抜 粋）

1．教育相談年報刊行の目的

本研究所における教育相談事例をはじめ、障害のある子どもに係る教育相談について実際的な情報を提供し、本研究所はもとより関係各機関における教育相談のいっそうの充実発展に資するため、教育相談年報（以下、年報という）を刊行する。

2．教育相談年報編集ワーキンググループ委員

- (1)年報を編集するため、教育相談委員会に年報編集ワーキンググループをおき、そのチーフは理事長が指名し、他の委員は教育相談委員会の委員より教育相談委員会委員長が指名する。
- (2)年報編集ワーキンググループにおいては年報の内容を企画・整理し、原稿の依頼及び論文の掲載順や体裁等を整える。

3．教育相談年報編集方針

年報は次による編集方針に基づいて毎年1回刊行する。

(1)掲載論文等の内容

以下のような内容について掲載する。

- ①本研究所及び国立久里浜養護学校において行った教育相談の事例
- ②障害のある子どもを対象とした教育相談についての原著論文、論考、資料、展望等
- ③他機関（教育センター等）における事例
- ④教育相談事業の年度毎の統計資料等
- ⑤本研究所において行った教育相談講習会における情報
- ⑥全国特殊教育センター協議会全国大会の情報

(2)掲載論文について

- ①前項(1)の①②の掲載論文は、原則として本研究所及び国立久里浜養護学校職員に限る。
- ②前項(1)の③の掲載論文は、共同研究者に本研究所等職員が含まれていることとする。

(3)掲載論文の検討

掲載論文の採択等については、年報編集ワーキンググループで整理の上、投稿した職員の所属する部長、教育相談部長、診療部長が行い、最終決定は、教育相談センター長が行う。